

# 教育委員会定例会

日時：平成29年12月21日（木）午前9時25分～午前10時55分  
場所：教育センター2階 204会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び出席者：菅沼学校教育課長、富田学校教育課教育指導担当課長  
富士川社会教育課長、池谷美術館長、鈴木副課長  
新磯社会教育課主幹、植村非常勤指導主事

議事録署名委員：早藤委員、小松委員

※ 傍聴希望人 佐藤 恵様、並木まり子様

高橋教育長 皆さん、おはようございます。年末のお忙しい中ご参集いただきまして、ありがとうございます。傍聴の申し出がございました。並木様、佐藤様です。

(傍聴人 入室)

高橋教育長 ただいまの出席者数は5名でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより平成29年湯河原町教育委員会12月定例会を開会いたします。本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は、会議規則第35条の規定により、早藤委員、小松委員の2名を指名させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りさせていただきます。案件（1）議決事項の議案第21号 平成29年度要保護・準要保護児童・生徒の追加認定について、本件につきましては、個人情報を含む案件でございますので、会議を非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 ご異議がないものと認め、この1件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開とさせていただきます。

議事録の承認

平成29年11月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入ります。平成29年11月教育委員会定例会議事録の承認について、事務局から説明お願いたします。

鈴木副課長 それでは、11月定例会議事録をご覧いただきたいと思います。

※ 修正箇所を説明

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、平成29年11月教育委員会定例会議事録につきましては、承認することよろしいですか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、11月教育委員会定例会議事録については承認されました。

案 件

(1) 議決事項

議案第20号 湯河原町職員の湯河原町民体育館駐車場における通勤用自動車の駐車に関する規則について

高橋教育長 それでは、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第20号 湯河原町職員の

湯河原町民体育館駐車場における通勤用自動車の駐車に関する規則について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川社会教育課長 議案第20号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町職員の湯河原町民体育館駐車場における通勤用自動車の駐車に関する規則について 説明)

・湯河原町職員の湯河原町民体育館駐車場への通勤用自動車の駐車に関し、必要事項を定めるため、規則を制定するもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。議案第20号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号 湯河原町教育委員会後援等の承認に関する要綱の一部を改正する告示について

高橋教育長 次に、議案第22号 湯河原町教育委員会後援等の承認に関する要綱の一部を改正する告示について、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

菅沼学校教育課長 議案第22号をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町教育委員会後援等の承認に関する要綱の一部を改正する告示について 説明)

・「教育長賞」を「教育委員会賞」に改める 等

高橋教育長 本件については、すでにこういう形で運用しておりますが、規定の方が替わっていなかったというものでございます。これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。議案第22号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号 湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

高橋教育長 次に、議案第23号 湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第23号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第23号 湯河原町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について 説明)

・小学校及び中学校における「道徳」の時間を「特別の教科である道徳」として正式な教科に位置付けるため、規則に改正を要するため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。議案第23号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部を改正する告示について

高橋教育長 次に、議案第24号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部を改正する告示につい

て、事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第24号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第24号 湯河原町就学援助費交付事務処理要綱の一部を改正する告示について 説明)

・用語の定義や認定基準について、文言の整理をするもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

早藤委員 2ページの第3条の(2)「基準の例により測定したその世帯の扶養額の1.1倍以内であるもの」というのは、そのまま生きているんですか。つまり、現行の1.1倍が改正後も1.1倍でそのままですか。

菅沼学校教育課長 今回の改正の中では、1.1倍のままです。

早藤委員 これはいつ変更になるんですか。

高橋教育長 現在、予算編成中でございますので、それを経て改正をします。

早藤委員 予算が確定した時点で、またここが改正されるということですか。

高橋教育長 そういうことです。いまは補正予算で計上させていただいた単価アップと前倒しの支給だとか、それについての要綱を改正させていただきましたが、判定については予算も伴いますので、ここでは改正の中に含めていないということです。

早藤委員 ということは、いま課長からお話がありましたように、文言の訂正をしてから、実際にはその予算の方が現実に確定してくるのが本来の形ですね。

高橋教育長 確定した段階で、3月になりましようか、交付前になりますので、その時点で改正ができればということです。

早藤委員 いまの説明ですと、3ページの第7条の援助費が「3回に分けて交付する」っていうのが、「4回に分けて」になってますけども、そうすると、そこがまざります。

菅沼学校教育課長 失礼しました。援助費について、3回から4回に直させていただくものでございます。

高橋教育長 理由は何ですか。

菅沼学校教育課長 こちらにつきましては、新入学用品を前倒しするに当たって、いままで7月、12月、3月の3回の交付でしたが、3月の交付では若干遅いのではないかとということで、できれば2月あたりに交付したいという意味合いで、1回増やさせていただきました。

早藤委員 そうすると、何月になるのか、4回を全部言ってください。

高橋教育長 時期については、議案第26号にあります。

菅沼学校教育課長 7月、12月、2月、3月でございます。

高橋教育長 この要綱を受けて、次の議案第26号で、時期についてお諮りします。

早藤委員 つまりそれは、予算が確定していなくてもできるんですか。今回の補正予算の分が出てきているんですか。

高橋教育長 前倒しですから。

菅沼学校教育課長 来年の中学1年生の分を、今年の小学6年生で交付するに当たって、3月に支給するのは遅いのではないかとということで、回数を1回増やさせていただいて、2月に交付しようというものです。補正予算で予算付けされているものです。

早藤委員 わかりました。

高橋教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。議案第24号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について

高橋教育長 次に、議案第25号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第25号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第25号 湯河原町児童生徒就学援助費の額について 説明)

- ・要綱の一部改正に伴い、平成29年度から新入学児童生徒学用品費等の予算単価及び国庫補助限度単価が改定されたため、本町における支給額についても同額となるよう改定したいため

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。議案第25号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

議案第26号 湯河原町児童生徒就学援助費の支給時期について

高橋教育長 次に、議案第26号 湯河原町児童生徒就学援助費の支給時期について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第26号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第26号 湯河原町児童生徒就学援助費の支給時期について 説明)

- ・現行は3回、改正後は7月、12月、2月(新中1)、3月

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

小松委員 表中、「就学旅行費」となっておりますが、「修学旅行費」ではないですか。

菅沼学校教育課長 失礼いたしました。

小松委員 これは中学生の場合は3年生、小学生の場合は6年生の7月に支給されるんですか。

菅沼学校教育課長 一応、くくりの中ではこういうふうにしてありますが、本文にもありますように、修学旅行や活動費は随時という形になっております。このくくりの中に入れてありますが、その時期に合った支給ができるようになっております。要綱第7条第2項で、3回を4回に改正させていただいたんですが、「ただし、援助費のうち修学旅行費及び医療費については、速やかに交付する」というふうに本文に書いてあります。

小松委員 たしか中学校は2年生ですよ。積み立てたりとか、あとは一括で払うと若干安くなったりとか、そういう支払い方をします。

高橋教育長 年度によって違いますが、6月に行きます。その前がよろしいんじゃないかと思います。

小松委員 入学準備品の前倒し支給は2月ですが、中学校の制服は、たしか夏休みくらいだったか、早めに予約すると割引してくれるらしく、もっと前倒しはできるんでしょうか。

高橋教育長 手続きが必要になってきますから、その手続きが済まない、なかなかお支払いできないです。ことし初めて年度末にしますが、今後またその辺も考えていかなければいけないと思います。

早藤委員 いまの小松委員のご意見を参考にすると、今後、1回目なり2回目の中にこれを組み込んでしまう形を考えていった方が、現実味を帯びてくると思います。今回はこのような形でいくにしても、現実的なものを調査して、この中でできるだけ実情に合ったもので支給していく形が取れたらいいかと思います。

高橋教育長 今年になって国の方から出まして、これに対応して、どうしてもこの時期になってしまいました。今後また、時期については検討して、お諮りするようになりたいと考えております。他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。議案第26号について、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は、原案のとおり可決されました。

## (2) 協議事項

協議第15号 小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の様式の変更について

高橋教育長 次に、(2) 協議事項に入ります。協議第15号 小学校児童指導要録及び中学校生徒指導

要録の様式の変更について、事務局から説明をお願いします。

富田学校教育課教育指導担当課長 協議第15号をお願いします。

(資料に基づいて、小学校児童指導要録及び中学校生徒指導要録の様式の変更について 説明)

・「特別の教科道徳」実施に伴う新様式、新学習指導要領全面実施に伴う新新様式

高橋教育長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西山委員 5ページ、「総合的な学習の時間の記録」のところで、学年の表記がされていませんが、実際にはここに数字が入るんですね。

富田学校教育課教育指導担当課長 入ります。

高橋教育長 他にございますか。

早藤委員 「特別な教科道徳」に関して、観点というのは付かないのでしょうか。

富田学校教育課教育指導担当課長 付かないです。

早藤委員 他の科目では観点というものがあって、総合的な学習についても、観点という欄がありますよね。成長の様子だけであって、どういうものに対する成長の様子なのか。付ける側によって、かなり違いが出てくると思います。ある観点についてどういうふうに評価していくかというのが、普通に考えるものだと思うんですが、それがなくて、ただ単に成長の様子だけ記録していくというのは、客観的な部分としては、非常に見にくいんじゃないかと思えます。それはどうなのでしょう。

富田学校教育課教育指導担当課長 学習指導要領の中で、「特別な教科道徳」についても、こういう観点を指導していきましようというものはあります。その評価については、文科省の方からも、この形で書きなさいということになっています。観点というよりは、道徳の指導は、各項目があるうち、この項目を指導していきましよう。これに対して評価をしていく形になるので、年間を通して、すべての観点を指導する形になります。国語とか算数などとは違った形になると思います。すべての観点を踏まえた上での文章表記になります。

早藤委員 つまり、これを保護者が見たときに、どういう基準でこういう評価をされているかというのが、観点というものがあれば、その子どもの成長の様子というのがわかるんだけど、どういう基準、観点があって、そうされているかというのがわからないんじゃないかと思えます。教員によって、その書き方も違って来る。クラスや学年によって、その観点が違って来るから、でも今回はこの観点についての、この評価をされているというのがわかる方が、保護者としては見やすいのかなと思えます。

西山委員 今回、「特別な教科道徳」という形で取り上げたわけですが、評価について、道徳の場合は、個人個人の心に関する問題ですよね。そうすると、たとえば算数なら、この計算ができるとか、国語だったら、出てきた漢字を使えるとか、基準がある程度ははっきりしますが、心に関する問題というのは、個々の問題なんです。

ですから、これから記入するに当たって、いままで「行動の記録」という部分がありました。実際に行動の記録に書かれている項目というのは、恐らく道徳の中で扱われているものと、かなり重複してしまっているわけです。ですから、個人の観点については、アバウトという言い方は変ですが、担任の先生が、「この子は、思いやりのなものが当初はこういう状況だったが、授業の実践を通して、このように変容してきました」というような、個々の子どもたちの変容を表記すればいいんじゃないかと思えます。

ただ、そのときに行動の記録の部分と、不一致があるようなものではないかと思えます。実際に行動の記録では、特によかったところ、目立ったところにチェックが付くようになると思いますが、道徳のところでは非常に美辞麗句を並べられているとか、あるいは逆の場合とか、そういうことはないようにしてもらいたい。教科としての報告の中でも、最終的には、実践的な部分での評価に結び付かなければいけないと考えています。ですから、回りくどい言い方になりましたが、「観点」というのは馴染まない、統一的なものはない方がいいのではないかと思えます。

早藤委員 ただ、今年道徳の教科書を選定した中で、ほとんどの会社に、教科書の中にそれぞれの狙いがありました。それに沿っての指導なり、子どもたちの成長を促す方法をしていたと思えます。たとえば、公共性、家族愛、友愛といったもので、1つ1つ見る視点が違って来るし、すべてが○とか×ではないということがあります。この子はここが優れているとか、まだ努力が必要だというものが出されるべきであって、観点というのが手書きであっても、要するに、「今回はこれについてのことです」ということで、たとえば友達との関係や公共性というものを手書きで書いた中で出して行く。そういうものがなければ、わからないと思えます。少なくとも、そのクラスに

については、同じ観点のものですべてが評価されていなければ、何のことを言われているかが、親としてはわかりにくいと思います。ただ単に行動の記録だったら、特別の教科道徳としてのものではなくてくると思います。学校生活の評価になってきてしまうと思います。教科としての評価をするものであったとしたら、その辺がなければおかしいかなと思います。

富田学校教育課教育指導担当課長 これは文科省の参考様式を元につくっているんですが、4ページの記入例の「特別な教科道徳」の欄の②、「個々の内容項目ごとではなく、大きくりなまとまりを踏まえた評価とすること」とあります。いま観点と言われていましたが、実際の言葉としては、内容項目となると思います。道徳の学習の中では、この内容項目を学習してくださいということ、先ほどご意見があったように、家族愛とか友愛という形になるんですが、そういうものを1年かけて学習してきた状況を、ここに表す形になります。ですから、「この内容項目については」という書き方をすると、すべての内容項目を表さなければいけなくなってくるのかなと思います。そうではなくて、すべてまとまりとして、どういう状況であったかをここに表すのが目的になっているのかなと思います。

実際、保護者の方には1年間の総まとめとしての記録になりますので、保護者には通知表という形で、前期・後期のところで評価を渡すことになります。その中で、文章だけでは当然足りない部分があるので、保護者面談などで補足していく形になります。他の教科でもそうだと思います。そういうことで、子どもの学習状況をやっていくのかなと思います。

高橋教育長 この道徳の問題は非常に難しい問題があります。言葉で示せというようなことです。それから、文科省が言っているのは、考え議論する道徳ということを行っています。そういった状況を、先生方が1人1人の子どもたちを見て捉えて、成長の記録になるんでしょうけれども、そういう形で表記するしかないんじゃないかと思っています。何かに当てはめて、こういう形にしなきゃいけないというものもないんです。どちらを取ったらいいのかとか、議論して少しずつ成長していくような教材になっていると思います。実際に、これを先生方がどのようにやっていくかというのが、悩ましい状況にはありますが、そういう基本線を踏まえた形で、先生方自体も議論しながらやっていく必要があるのかと思っております。他の教科と違って、点数で決められないところがあります。

小松委員 これは先生方が1年間指導されたまとめとして、評価をここに書いて、次の担任の先生に引き継いでいくようなものですか。

富田学校教育課教育指導担当課長 そうです。

小松委員 7ページの行動の記録ですが、昔の自分の通知表には、このような項目があって、たしかA、B、Cというような評価がされていたような気がします。この欄は、いま配られている通知表にはないんですか。

富田学校教育課教育指導担当課長 通知表については、各学校でこの中からどの部分を載せて出すかを決めています。この欄は、○を付けています。

小松委員 小学校6年間の記録というのは、中学校に行くんですか。

富田学校教育課教育指導担当課長 写しが行きます。その後は卒業後5年間、指導の記録として保管されます。

小松委員 中学校の記録は高校に行くんですか。

富田学校教育課教育指導担当課長 抄本の形で行きます。

高橋教育長 先ほど誤ったんですが、行動の記録と道徳は違います。成長の記録、評価というんでしょうか。学校側では、当然研修をして、どのようにやっていこうかとやっております。

富田学校教育課教育指導担当課長 評価の研修というよりは、指導をどうするか、授業をどのように進めるか、そしてどう評価していくか、あわせて研修をしています。各学校に定めている道徳推進の教師を中心に、去年研修をやっております。

高橋教育長 そんな状況でございます。実際に来年度にどういう方向でやっていくかを、皆さんにご報告させていただければと思います。他にございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。協議第15号については、原案のとおりご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 協議第15号については、原案のとおり決定されました。

協議第16号 小・中学校の卒業式及び入学式について

高橋教育長 次に、協議第16号 小・中学校の卒業式及び入学式について、事務局から説明をお願いします。

鈴木副課長 協議第16号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第16号 小・中学校の卒業式及び入学式について 説明)

・平成30年3月卒業式と4月入学式・入園式の事務局案の提示

高橋教育長 毎年のことですが、だいたいローテーションで決まっているのかなと思います。いかがでしょうか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、これでよろしくお願ひいたします。

(3) 報告事項

① 平成29年度町立湯河原美術館入館者数について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① 平成29年度町立湯河原美術館入館者数について、事務局から説明をお願いします。

池谷美術館長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度町立湯河原美術館入館者数について 説明)

・上半期、下半期の総入館者数と有料入館者数

高橋教育長 平松先生のご案内の状況はどうですか。

池谷美術館長 10月から始まりまして、毎月第1・第3の土・日、計4回開催しておりますが、こちらは大変盛況で、特に11月は毎回20人を超える人数のお客様がお見えになっております。

高橋教育長 先週の中学生はどうですか。

池谷美術館長 12月16日(土)に、中学校の美術部の生徒10人が、平松先生のご案内に来てくられて、1時間半ぐらい美術館を見学して、最初は硬かった生徒たちが、だんだん先生のお話に引き込まれて、非常に和気あいあいとなっていました。

高橋教育長 中には、日本画をやりたいという生徒もいたようです。美術部ですと、もともと興味がありますし、ああいう生の日本画には触れたことがないですね。ですから、打ち解けてくると、質問がどんどん出ました。そういったいい効果も出ております。

報告が終わりました。何か質疑はございますか。

早藤委員 夜、エキシブの上から見たんですが、ライトアップされて、美術館の看板がよく見えまして。上にあるロゴマークは、いつ決まったんですか。

池谷美術館長 あれは平成10年に美術館ができたとき、県のデザイン機構にお願いし、つくっていたものです。美術館のロゴマークとして、使用させていただいております。

早藤委員 いままで気付かなかったんです。すごく目立ったので、いつ決まったのかなと思いました。

高橋教育長 早藤委員がご存知ないということは、委員会に報告されていなかったんでしょうか。どういうふうに決まったんですか。美術館で決めたんですね。

池谷美術館長 大変失礼いたしました。

高橋教育長 マークはどういう意味なんですか。

池谷美術館長 3つの意味があるそうで、「お湯」「湯河原」「ゆかり」の「ゆ」から、「Y」という字をデザインしたものだそうです。そして、お湯の揺らぎをデザインしたと聞いております。

高橋教育長 他に質問等はございますか。

委員 質問、意見等なし

② 平成29年度町立湯河原美術館美術品等選定委員会協議結果について

高橋教育長 次に、② 平成29年度町立湯河原美術館美術品等選定委員会協議結果について、事務局から報告をお願いします。

池谷美術館長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度町立湯河原美術館美術品等選定委員会協議結果について 説明)

・矢部友衛 作 7点

高橋教育長 報告が終わりました。これは以前、委員会でご報告させていただいたんですが、湯河原の美術協会が来年70年を迎えるということです。創立時に関わっていただき、ご意見をいただいた

先生であるということです。何かご質問はございますか。  
委員 質問、意見等なし

③ 文化財審議委員会（焼亡の舞）の結果について

高橋教育長 次に、③ 文化財審議委員会（焼亡の舞）の結果について、事務局から報告をお願いします。

新磯社会教育課主幹 資料3をお願いします。

（資料に基づいて、文化財審議委員会（焼亡の舞）の結果について 報告）

・「焼亡の舞」の無形文化財指定登録にかかる検討結果（回答案）

高橋教育長 報告が終わりました。何かご意見はございますか。前にもありまして、検証が難しいということですが。そうは言っても、現在ご活躍されておりますので、何らかの形でこういうものを、別途指定等検討する必要があるのかなと思います。今後また委員会等にお諮りして、どういうものがあるのか、ご意見を伺う機会を設けなければいけないと思っております。前回、西山委員からも、こういうものが必要だというご意見がありました。それも踏まえた形で考えていきたいと思っております。

委員 質問、意見等なし

（4）その他

高橋教育長 次に、（4）その他に入ります。委員の方から何かございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 事務局から何かありますか。

富士川社会教育課長 湯河原小学校で行っております、「放課後まなび教室」が、文部科学大臣賞を受賞しました。内容としましては、地域と学校が連携・協働した放課後子ども教室などについて、他の規範と認められるものに対して、文部科学大臣賞の表彰を行うものです。神奈川県におきましては、6団体が受賞し、その中に湯河原町も入ったというものです。全国では150団体が表彰されております。

高橋教育長 新聞、またお知らせもさせていただいておりますが、非常にいいニュースです。やはり湯河原小学校の活動が認められたということで、今後は他の小学校でもレベルアップしていきたいなというものです。

それでは、秘密会を除く部分については、終了いたしました。傍聴の皆さん、お疲れ様でございました。

※ 秘密会

（1）議決事項

議案第21号 平成29年度要保護・準要保護児童・生徒の追加認定について

高橋教育長 それでは、秘密会に入らせていただきます。（1）議決事項 議案第21号 平成29年度要保護・準要保護児童・生徒の追加認定について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

菅沼学校教育課長 議案第21号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第21号 平成29年度要保護・準要保護児童・生徒の追加認定について説明）

※ 秘密会終了

高橋教育長 それでは、次回開催日程についてでございます。1月25日（木）午前9時30分ということで決定しております。2月定例会ですが、事務局側としては、2月15日（木）午前9時30分と考えておりますが、いかがでございましょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。12月定例会を終了いたします。